

受付 番号	種 目 番 号	連 絡 先	委託担当		
			経済局ものづくり支援課	担当 <sup>ふりがな</sup> 者名	伊藤 <sup>いとう</sup> 剛 <sup>つよし</sup>
			電 話	671-2597	

## 設 計 書 (金 抜 き)

- 1 委 託 名 令和2年度インキュベート施設入居企業等支援委託
- 2 履 行 場 所 東工大横浜ベンチャープラザ (緑区長津田4259-3)
- 3 履行期間 (期限) 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 4 契約区分  確定契約  概算契約
- 5 その他特約事項 仕様書記載のとおり
- 6 現 場 説 明  不要  
 要 ( 月 日 時 分 場所 )

7 委 託 概 要

独立行政法人中小企業基盤整備機構が設置・運営する東工大横浜ベンチャープラザ (以下「YVP」という。) に、YVP入居企業等の産学連携成果の早期事業化・成長発展支援及び市内中小企業と大学研究者等との交流促進による産学連携の推進のため、インキュベーションマネージャーとして知的財産及び経営等の専門家による支援を行う。

8 部 分 払

す る (4回以内)

し ない

部分払いの基準

業務内容	履行予定月	数量	単位	単価〔円〕	金額〔円〕
インキュベート施設入居企業等支援	4月～6月	(45)	日		( )
一般管理費	4月～6月	(1)	式		( )
インキュベート施設入居企業等支援	7月～9月	(45)	日		( )
一般管理費	7月～9月	(1)	式		( )
インキュベート施設入居企業等支援	10月～12月	(45)	日		( )
一般管理費	10月～12月	(1)	式		( )
インキュベート施設入居企業等支援	1月～3月	(45)	日		( )
一般管理費	1月～3月	(1)	式		( )

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額

※概算数量の場合は、数量及び金額を ( ) で囲む。

委 託 代 金 額

¥ \_\_\_\_\_

内 訳            業 務 価 格

¥ \_\_\_\_\_

消費税及び地方消費税

¥ \_\_\_\_\_

内 訳 書

名 称	数 量	単 位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
1 インキュベート 施設入居 企業等支援 (1日勤務)	(180)	日		(            )	1日：7.5時間 履行日数：180日
2 一般管理費				(            )	
3 業務価格				(            )	1と2の合計
4 消費税相当額				(            )	上記「3 業務価格」× 0.1
委託費計				(            )	

※概算数量の場合は、数量及び金額を( )で囲む

## 令和2年度インキュベート施設入居企業等支援委託 業務仕様書

### 1 事業概要等

東工大横浜ベンチャープラザ（以下「YVP」という。）は、独立行政法人中小企業基盤整備機構が設置・運営する大学発ベンチャー企業及び中小企業の新事業展開を支援するインキュベート施設である。

このYVPの入居企業の早期事業化・成長発展に向けた支援及び大学・地域企業との交流を通じた産学連携による新たな事業の創出を図るため、知的財産・経営等の専門知識を持つインキュベーションマネージャー（以下「IM」という。）による支援を行う。

あわせて、近隣の市内中小企業と大学の研究者やYVP入居企業との交流を促すことで産学連携を推進する。

### 2 委託内容

YVPにおいて、知的財産・経営等の専門家であるIMによる入居企業支援を実施する。

#### (1) 履行期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで（ただし、原則として、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日、12月30日、12月31日、1月2日、1月3日及び申し出等により本市が認めた日を除く。）

#### (2) 履行場所

東工大横浜ベンチャープラザ 神奈川県横浜市緑区長津田町4259-3

#### (3) IM：知的財産・経営等の専門家とする

（一級知的財産管理技能士（特許専門業務）、弁理士の有資格者又は民間企業の知的財産管理部門での実務経験を概ね20年程度有する者であって、経営に関する実務経験を概ね5年程度有する者）

#### (4) IMの業務内容

##### ア 入居企業支援

##### (ア) 相談業務

入居企業等に対する知的財産に関する相談（特許調査の利用、特許・商標の出願、権利取得、知的財産の活用戦略等）及び経営に関する相談（資金調達、経理、法務等）に継続して応じる。

##### (イ) 各種情報の収集・提供業務

知的財産、経営、技術等に関する各種情報を収集し、入居企業等に提供する。

##### (ウ) 中小企業支援施策に関する情報収集・提供及び活用支援

国、地方公共団体等が実施する中小企業支援施策に関する情報を収集し、入居企業等に提供する。

あわせて、支援施策を活用するために必要な書類作成などの事務作業について支援を行う。

##### (エ) 交流支援

YVPが開催する中小企業向け交流会において、IMによる企業間交流、産学連携等の促進を図る（年4回、1回につき3時間程度）。

##### (オ) 国立大学法人東京工業大学（以下「東工大」という）発ベンチャー支援業務

東工大すずかけ台キャンパス内で操業する東工大発ベンチャー等を対象として相談対応を行う（年2回、1回につき3時間程度）。

##### (カ) YVPの運営に関する業務

YVPの運営に関する軽易な業務を行う。

##### (キ) その他の業務

その他、本市の指示により入居企業等の早期事業化・成長発展に必要な業務を行う。

イ 支援体制

履行期間の内、原則として月に15日の業務を行う。業務を行う日については、横浜市と事前に協議した上、決定する。

ウ 業務時間

原則として9:00から17:45までの内、7時間30分。

(5) チーフIMの補佐

チーフIMが実施する相談業務等に関し、アドバイス、情報提供を行い、補佐する。

(6) 事務調整

3か月に1回程度、本業務の実施執行状況等について独立行政法人中小企業基盤整備機構及び本市との事務調整を行う。

(7) 業務報告

3か月毎に、次の書類を作成し、すみやかに請求書とともに提出すること。

ア 出勤簿（写し）

イ 事業実施報告書

ウ 経費一覧

エ その他、本市が指示する書類

3 その他

- (1) 個人情報に関する資料等の取扱いについては、「横浜市電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」及び「横浜市個人情報取扱特記事項」を遵守するものとする。
- (2) 業務実施により知り得た入居企業等の情報について、公にされている事項を除き、将来にわたって、自ら利用し、又は他に漏らしてはならない。
- (3) 本市職員と密接な連携を図り、本市の意図について熟知のうえ、業務に着手し効率的な執行に努めなければならない。
- (4) 業務内容に疑義等が生じた場合には速やかに協議し、調整を図るものとする。
- (5) この契約は、令和2年4月1日の改正民法の施行に伴い、新たに施行する本市契約約款を適用することとします。
- (6) 本業務に関する担当は横浜市経済局ものづくり支援課とする。